

和指第482号  
令和3年1月5日  
(2021年)

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各居宅介護支援事業所  
各介護保険施設  
各指定地域密着型サービス事業所  
各指定第1号事業所

開設者様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

### 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（通知）

日頃より、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、今般、厚生労働省より令和2年12月14日付老高発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」の通知がありました。

業務継続計画（BCP）については、これまでに令和2年6月26日付、和指第149号「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（通知）」において、厚生労働省より委託を受けたMS&ADインターリスク総研株式会社が作成した「BCP様式」を案内しておりますが、今般、改めて、その策定を支援するためのガイドライン等がとりまとめられました。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが求められており、必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定をしておくことが有効となっております。また、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において議論されている令和3年度介護報酬改定の基本的な考え方（案）の中においても、5つの柱の中の第1の柱としての「感染症や災害への対応力強化」が挙げられており、業務継続計画（BCP）の策定についても示されておりますので、今後、全サービス共通で、業務継続計画（BCP）等の策定が求められることも想定されます。

各施設・事業所におかれましては、当該ガイドライン等を参考にいただき、自然災害や感染症が発生した場合の対応、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを整理していただきますよう、また、業務継続計画（BCP）を既に作成されている場合につきましても、随時、見直しを行い、継続的に検討・修正を繰り返すことで各施設・事業所の状況に即した内容へと発展させていただくように改めてお願いします。

なお、本通知は、法人に対し送付しておりますので、貴法人内の各事業所には、貴職からご周知いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省：介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等掲載HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

【和歌山市指導監査課：災害・防犯・事故等対策について（ページ番号「1014516」）HP】

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1014516.html>

和歌山市 健康局 保険医療部  
指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320

老高発 1214 第 1 号  
老認発 1214 第 1 号  
老老発 1214 第 1 号  
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省老健局老人保健課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、今般、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を取りまとめたところであるので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知されたい。

なお、ガイドライン等の概要等については、別添を参照されたい。

#### 【新型コロナウイルス感染症関係】

- 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（ひな形）

#### 【自然災害関係】

- 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- 自然災害発生時における業務継続計画（ひな形）

#### 【掲載場所】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

# 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。（令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

## 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等



## 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

### ❖ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

### ❖ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者に求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項） 等

